

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係るQ&A

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービス

番号	分類	質問	回答
1	指定・申請	みなし指定の有効期間が平成30年3月31日までということだが、それ以降はどのような手続になるのか。	みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。周南市外の市町村の被保険者が利用している事業所については、当該地の市町村の指定更新も必要となります。
2	指定・申請	総合事業通所介護・訪問介護の指定申請の受付はいつからか。	事業所指定の受付方法等については、用意が整い次第、様式と併せて、周南市ホームページに掲載予定です。
3	指定・申請	自立支援通所介護・訪問介護を実施したい場合の申請の受付はどうなるか。	自立支援通所介護・訪問介護の申請については、実施申請書を周南市に提出していただくこととなります。詳細については、様式と併せて周南市ホームページに掲載予定です。
4	指定・申請	自立支援通所介護・訪問介護は、申請事業所が過多だった場合、選定され、実施できないこともあるのか。	選定することは想定していません。翌年度以降も随時申請受付を行っていく予定です。
5	指定・申請	総合事業通所介護・訪問介護、自立支援通所介護・訪問介護に途中参入はできるか。	基準を満たせば途中参入できます。
6	通所・訪問共通	現行の介護予防通所介護・介護予防訪問介護の利用者が、自立支援通所介護・訪問介護に移行することはあるのか。	認定期間満了前に地域包括支援センター等が介護予防ケアマネジメントを実施し、利用者の生活機能の状況や本人の意向等を踏まえ、自立支援や介護予防に向けて必要なサービスをケアプランに位置づけます。よって自立支援通所介護・訪問介護へ移行することも考えられます。
7	通所・訪問共通	総合事業通所介護・訪問介護及び自立支援通所介護・訪問介護は依頼を受けて理由なく断ることは出来ないか。	運営に関する基準第105条「提供拒否の禁止」にあたるため、正当な理由なく断ることはできません。
8	総合事業通所介護	要支援2・週1回程度の区分が設定されているが、要支援1・週2回程度の区分等は設定しないのか。	要支援1の方については、週1回程度の利用を想定しています。よって、要支援1で週2回程度の区分は設定しておりません。
9	総合事業通所介護	要支援1で週2回程度の利用が必要な利用者への対応はどうするか。	週2回程度の利用が必要な場合は、事業者と利用者の契約により適切な利用回数を検討してください。場合により要介護認定の変更申請を行うことも想定されます。

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係るQ&A

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA

番号	分類	質問	回答
10	総合事業通所介護	総合事業通所介護で、要支援2で週2回利用を計画したが、利用者が体調不良等で、結果的に週1回の利用であった場合や週1回と週2回の利用であった場合、月1回しか通所利用が出来なかった場合など、週2回の単位で算定して良いか。	総合事業通所介護は、ケアマネジメントで位置づけられる目標や支援の内容・頻度などを踏まえ、一月を通じ利用回数等を計画に定め提供され、報酬上は、月単位の定額報酬としております。 そのため、利用者の都合により提供回数が増減になった場合、報酬区分の変更はされませんので、計画に定められている週2回程度利用区分での算定となります。 なお、利用者の体調不良等が継続するようであれば、地域包括支援センターと相談や連携を図り、必要に応じてサービス計画等の変更を検討します。
11	自立支援通所介護	通所介護・総合事業通所介護・自立支援通所介護を一体的に提供してもよいか。	提供できます。その際の人員基準は、通所介護と相当サービスについては現行の介護と予防の一体的な提供に準じた取り扱いとなります。その上で自立支援通所介護を加味することになりますが、従業者の専従要件(15人以下に対し専従1以上)は満たしているとみなし、15人を超えた部分の自立支援通所介護の利用者に対して必要数の従業者を配置することとなります。
12	自立支援通所介護	自立支援通所介護と総合事業通所介護の管理者の兼務は可能か。	同一敷地内であれば兼務できます。(同一敷地内がない施設の場合、管理者の兼務はできません)
13	自立支援通所介護	自立支援通所介護を利用している対象者が、入浴サービスを希望した場合どうするのか。	自立支援通所介護での入浴サービスの提供は想定しておりません。 利用者へのサービス提供にあたり、介護予防ケアマネジメントの中で、利用者の状態等により、入浴サービスが必要と判断した場合には、総合事業通所介護の提供が適当であると考えます。
14	自立支援訪問介護	現在、介護保険外のサービスは自費で実施しているが、自立支援訪問介護でも同様か。	同様です。
15	自立支援訪問介護	自立支援訪問介護で提供可能なサービスは、従来の介護予防訪問介護と全く同一と考えてよろしいか。	身体介護を伴わない以外は従来の介護予防訪問介護と同一です。
16	その他	生活保護の受給者が総合事業のサービスを利用する場合はどうなるのか。	介護保険法の改正に伴い、生活保護法における介護扶助について、介護予防・生活支援サービス事業を給付対象とする改正が行われました。(生活保護法第15の2) よって、介護予防・生活支援サービスのうち、利用者の自己負担分について介護扶助費として給付を行います。